

一定の病気にかかっている方及び そのご家族の皆さん等へのお願い

※ 一定の病気： [統合失調症、てんかん、再発性の失神、そううつ病、睡眠障害
無自覚性の低血糖症、認知症、その他運転に支障あるもの。]

- 警察では「運転適性相談窓口」を設置し、一定の病気等にかかっている方及びそのご家族の皆さん等から、運転免許の受験や更新の可否について相談をお受けしています。
- 自動車学校へ入校する前に、必要に応じて相談をしてください。

- 仮免許及び運転免許の受験申請や運転免許の更新申請をされる際には、ご自身の病状等の有無を質問に記載し提出して頂くこととなります。
- 質問票には、一定の病気等に関する五つの質問事項がありますので、正確に記載してください。
該当事項があっても、直ちに受験や更新が出来なくなる訳ではありません。ただし、虚偽の記載をして提出された場合は、処罰の対象となります。

○ 運転適性相談窓口

〒754-0002 山口市小郡下郷3560-2

運転管理課分室（山口県総合交通センター内）

電話（代表） 083-973-2900

相談受付専用 083-973-2910（兼FAX）

Eメールアドレス（県警ホームページから受付可能）

untentekisei@police.pref.yamaguchi.lg.jp